

災害時等における民間救急
車両等の利用に関する協定書

令和3年12月24日

富士見市

株式会社 イーエム・アイ

災害時等における民間救急車両等の利用に関する協定書

富士見市（以下「甲」という。）と株式会社イーエム・アイ（以下「乙」という。）は、災害時等における乙所有の民間救急車両等（以下「救急車等」という。）の利用に関し、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、避難者を救急車等により避難所に安全かつ迅速に避難させることとして救急車等を利用することにより、被害の軽減を図り、市民の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、地震、豪雨、暴風、洪水その他の異常な自然現象及び大規模な火災、爆発、武力攻撃等の緊急対処事態により生ずる被害をいう。

（配車の要請等）

第3条 甲は、災害時等において、避難者を避難所に避難させることとして救急車等を利用することが必要であると判断したときは、乙に対して甲が指定する場所への配車を要請するものとし、乙は、甲からの要請があったときは、乙の業務に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 配車の要請は、原則として救急車等配車要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、ファックス等により要請できるものとし、その後速やかに救急車等配車要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について相互に確認するとともに、災害時等に支障を来さないように努めるものとする。

（連絡責任者の選任等）

第5条 甲及び乙は、災害時等における救急車等の利用を円滑に実施するため、それぞれ連絡者を選任し、書面により相手方に連絡するものとする。

（職員等の同乗）

第6条 甲は、必要があると認めたときは、乙の救急車等に甲の職員等を同乗させることができる。

(経費の負担)

第7条 甲の協力要請により発生した乙の経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の算定は、道路運送法に基づいた価格を基礎として、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、災害が収束した時点で、甲に対し経費の支払を請求するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲、乙いずれかからの申し出がない限り自動的に継続するものとし、次年度以降も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年12月24日

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

甲 富士見市
富士見市長 星野 光弘 (直筆)

埼玉県所沢市東所沢和田3-14-2

乙 株式会社 イーエム・アイ
代表取締役 石井 恵美子(直筆)